平成２３年（フ）第５９４号
高知県長岡郡本山町吉野406番地１
債務者　高橋　竜司
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５９５号
高知県長岡郡本山町吉野406番地１
債務者　高橋　明美
１　決定年月日時　平成23年10月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月20日まで　高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２６３２号
札幌市白石区本郷通６丁目北４番１―505号
債務者　素野　理恵
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７２４号
札幌市西区二十四軒４条２丁目２番25―503号
債務者　工藤　裕司
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７５６号
札幌市中央区南８条西１丁目５番地２　南８西１ビル703号
債務者　堺　　優子
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７６６号
札幌市西区発寒３条５丁目３番11号　クリスタルコーポ402号
債務者　佐藤　　昌
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７７７号
札幌市東区伏古１条４丁目４番14号　メゾンドグルービー201号
債務者　仲川　淳一
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７８３号
札幌市北区麻生町７丁目１番１―105号
債務者　森田　澄子
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６３６号
埼玉県鶴ヶ島市大字中新田123番地５　ルミエール102号
債務者　小栗　　梓
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６６４号
埼玉県入間郡毛呂山町目白台１丁目28番地13
債務者　田中喜代次
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６６８号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目２番26号　フレグランス松ヶ丘101号
債務者　中野　祐揮
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６９７号
埼玉県川越市新宿町１丁目２番地13
債務者　石井　恵子
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７１７号
埼玉県川越市藤間171　メゾントップふじまⅡ―102、住民票上の住所埼玉県富士見市諏訪２丁目９番56号
債務者　玉田　　昇
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７２１号
埼玉県狭山市狭山台３丁目25番地４―４―911
債務者　黒田　奈美
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７２２号
埼玉県狭山市大字水野204番地の39
債務者　御菩薩池佑奈
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７２７号
埼玉県鶴ヶ島市富士見５丁目４番15―202号　グリーンズビラ
債務者　岩本　麻美（旧姓小室・中島）
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７２９号
埼玉県川越市大字砂1031番地７アーバンハイツ206号室
債務者　岡崎　和也
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第７３２号
埼玉県飯能市仲町23番８号　サンハウス202
債務者　渡邉よし美
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部